

# 特定非営利活動法人いばらき市民活動推進ネット定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いばらき市民活動推進ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府茨木市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、これから市民公益活動を始めようとする市民に対し、市民活動推進機関として相談業務・講座や研修会の開催などを行い、また既に活動する市民活動団体と行政・企業・地域社会をつなげる潤滑剤としての中間支援組織として活動することにより、住みよい市民社会の確立と公益に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表の次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 市民公益活動を担う個人・団体の支援・交流事業
- ② 市民公益活動全般の啓発事業
- ③ 市民公益活動の推進に関する情報提供・調査研究・政策提言事業
- ④ 市民公益活動の拠点施設を運営する事業
- ⑤ 市民参加による地域活性化事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 特定非営利活動で生産・提供されるものを除く飲食・物品等販売事業
- ② その他、前号に付帯する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員の申込みについては、拒否すべき正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事会はその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数

の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長することができる。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 総会

### (種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

### (構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員の選任又は解任及び職務
- (6) 理事会から付託された事項
- (7) その他運営に関する重要事項

### (開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第5項第4号の規定により招集したとき。

### (招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第24条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(表決権等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 出席した正会員の数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過の概要及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第33条及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面又は電磁的方法による表決者について

- は、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第6章 資産、会計及び事業計画

### (資産)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第38条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### (会計の区分)

第40条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (暫定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)



第50条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

## 第9章 雑則

### (公告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

### (委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 正会員

会費 個人 年額 10,000円

#### (2) 賛助会員

会費 個人 年額 2,000円 団体 10,000円

- 3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

#### (1) 理事長

氏 名 奥村 満男

#### (2) 副理事長

氏 名 垣尾 修

氏 名 奈良平典子

#### (3) 理 事

氏 名 林 富雄

氏 名 山田 稔

氏 名 中落 悟

氏 名 平田幸子

氏 名 久 隆浩

氏 名 田峰泰久

#### (4) 監 事

氏 名 三田進一

氏 名 西浦純子

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

[ 変更事項 ]

平成21年6月26日 定款一部変更 第2条（事務所）

平成23年6月18日 附則 2の（1）設立時の正会員会費を5,000円に変更

平成24年6月16日 NPO法改正により定款一部変更

平成25年6月29日 正会員の会費を3,000円に変更

令和 7年6月27日

定款一部変更 第3条（目的）、第4条（活動の種類）、第5条（事業の種類）を変更

電磁的方法を加えるため第22・25・26・27・30・31・35条を変更

みなし決議規定を第25条3項、第27条3項に追加

議事録に署名を認めるため第27条2項、第35条2項を変更

第7・13・33条の表記表現を修正

第10・12・46・51条の要件を変更

第34条（表決権等）を追加

「その他の事業」追加により第37・40条を追加

旧42条（予備費の設定及び使用）を削除

## 2025年度（令和7年度）事業計画書

（2025年4月1日～2026年3月31日）

特定非営利活動法人いばらき市民活動推進ネット

### I 事業の実施方針

茨木市市民活動センターは2006（平成18）年10月1日に茨木市が開設。同12月、当法人の前身である茨木市市民活動推進ネットが発足し、2007（平成19）年10月から第一期指定管理者となった。2008年6月10日、特定非営利活動法人設立。指定管理者の指定を重ね、センター開設19年目の現在まで運営に携わっている。

おにクル移転を機にセンターは茨木市文化・子育て複合施設市民活動センター（愛称・きゃばす。以下、市民活動センターまたはきゃばす）となり、おにクルのオープンから1年半を経て、初めて1年間を通して見えてきたもの・ことを丁寧に検証しつつ、前へ進みたい。人と人、人と活動、人とまちがつながるよう、市民活動している人やこれから活動をはじめようとしている人をサポートする中間支援センターとして、待ちの姿勢ではなく、その出会いや活動を誘導する仕掛けづくりを心がけた成果がでてきたところである。

これまでの来館者、来所者にとどまらず、市内全域にその存在の周知に努める。そのために、団体交流会・分野別交流会を4～5月に実施し、11月には、みんなの活動大展示会（市民活動応援フェスタ）を、7階だけではなく、1階オープンギャラリー・きたしんホールを使い、展開する。また、指定管理業務では新たに大学間の連携と学生の学外活動を促進する「茨木キョウソーシアム」に取り組む。おにクル内の共創はもちろん、おにクル内外の共創にも力を注ぎ、市内の活動をつなげたい。

茨木市建設部公園緑地課からは、昨年度に続き「公園利活用に関する企画運営等支援業務」を受託する。これらの業務で茨木の市民活動を広げ支えていけるよう、コーディネート力育成に尽力したい。

### II 事業の実施に関する事項

新規・変更の大きい事業＝★

#### 1 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 市民公益活動を担う個人・団体の支援・交流事業

【内 容】指定管理者に認められた市民公益活動拠点施設運営に付随する自主事業を引き続き実施

①法人向け拠点住所サポートサービス

②きゃばす購買部

③セルフカフェ事業

【実施場所】市民活動センター（おにクル7F）

【実施日時】市民活動センター開所時

【事業の対象者】①きゃばすのロッカーを継続利用することが認められた法人

②③市民活動センター利用者全般

【収 益】450,000円（①@24000円×2団体 ②4万2000円 ③36万円）

【費 用】197,000円

（内訳は別紙「2025年度（令和7年度）活動予算（事業別）」を参照）

##### (2) 市民公益活動全般の啓発事業

【内 容】引き続き、不要になった子ども服、おもちゃを市民から募り、1点100円で販売する「か

えっこバザールくるくる」を運営。

市民活動センター事業の「きゃばす de コラボ」で他団体等と連携開催する。

消費税課税対象。法人税は対象外。

【実施場所】市民活動センター（おにクル7F）等

【実施日時】月1～2日

【事業の対象者】子育て中・子育て終了後の市民など

【収 益】78,000円

【費 用】3,500円（消費税按分額）

(3) 市民公益活動の推進に関する情報提供・調査研究・政策提言事業

当該年度は情報関係活動は(4)で行うため、独自事業の実施予定なし

(4) 市民公益活動の拠点施設を運営する事業

【内容・時期】市民活動センター指定管理業務を、共同事業体とともに遂行する。

①市民活動の担い手の交流・連携

- ・市民活動団体交流会「オープンきゃばす」（4月）
- ・活動分野別交流会「福祉」（5月）
- ・活動分野別交流会「子どもの健全育成」（8月以降）
- ・「はじめてチャレンジ企画」参加団体交流会（6月、3月）
- ・きゃばす de コラボ（月1～2回）
- ・コーディネーターによる連携促進（随時）
- ・災害時のコーディネーションのための連携促進（時期未定、年1回程度）

②市民活動の担い手の発掘・育成

- ・ボランティア・市民活動入門広場：プチボラ（11月、1月）  
「何か活動したい」人に向け、活動経験者（予定）から活動の基本と活動例を説明する。  
活動先のひとつとして、きゃばす day の運営ボランティアを案内する。
- ・関心別の活動入門プログラム「ランチ場」「夜カフェ」（月2回）
- ・おにクルコンシェルジュ養成講座：おにクルガイドツアー（月1回程度）
- ・団体・教育機関・企業などへの出前講座（随時）
- ・「やりたい」の個別サポート事業「市民活動相談」（1日4件以内）
- ・「やりたい」でつながる広場事業（7月）
- ・市民団体設立・運営相談（原則として月8枠×55分）
- ・法人格入門講座 講師：百瀬真友美さん（ハンドレッドラボ株式会社）（6月）
- ・チラシ作成講座 講師：奥七重（コーディネーター）（7月）
- ・ポスター作成講座 講師：奥七重（コーディネーター）（9月）
- ・会計講座 講師：小山真由美さん（認定NPO法人Gift）（12月）
- ・助成金講座 講師：河合将生さん（office musubime）（1月）
- ・プレゼン力講座 講師：森島湧喜さん（NPO法人ICTサロン）（1月）
- ・市民活動のためのICT講座（または、相談カフェ）：  
Canva 講座（8月）、ホームページ作成講座（12月）、Google フォーム講座（1月）  
企画依頼先：NPO法人ICTサロン
- ・その他（障害のある人・日本語が苦手な外国ルーツの人・何らかの課題を抱えている人などの活動促進、おにクルオープンスペースの利活用を共創推進課・SPSと企画など）

③活動プログラムの実施支援

- ・「おにクルはじめてチャレンジ企画」の応募プログラム実施支援

(6月・3月、1企画あたり2.5回打ち合わせ×10件以内×2クール)

・団体・個人のおにクルスペース活用活動の個別サポート(1企画あたり1回×月20件ほど)

④市民活動に関する情報収集と発信

- ・情報誌「CAPAS」の発行：A4判 4ページ 2000部/号(4、7、10、1月発行)
- ・デジタル媒体での情報発信：デジタルサイネージ、ホームページ、Instagram、Facebook、公式LINE、メールマガジンで配信(随時)
- ・情報収集・発信のための団体リストの整備
- ・ガイド冊子の発行：分野別で団体紹介冊子を作成、無料配布  
A5判 中綴じ 32ページ 1000部(仕様・部数は仮)
- ・「こども」のテーマで、図書館蔵書を市民交流スペースで特集展示(8月)
- ・図書館総合展に協力しおにクルツアーガイド実施(5月)

⑤施設管理運営

⑥市民活動の場を提供する事業

- ・市民活動応援フェスタ「きゃばす day」(年6回)
- ・市民活動応援フェスタの大規模開催(11月)
- ・講師チャレンジ企画(年6回)

★茨木キョウソシアム(3プロジェクト程度、6月～3月)

【実施場所】市民活動センター(おにクル7F) ほか

【実施日時】毎日9:00～22:00(原則第2・4月曜休所)

【事業の対象者】市民活動の担い手ほか活動に関心がある市民全般

【収 益】31,769,000円

(利用料金等216万円 施設管理経費2377万円 租税公課100万円

交流・相談・情報事業経費104万6000円 事業実施経費379万3000円)

【費 用】31,769,000円

(内訳は別紙「2025年度(令和7年度)活動予算(事業別)」を参照)

(5) 市民参加による地域活性化事業

【内 容】①餅つき・節分イベントの運営(茨木市商工労政課委託事業)

②公園利活用支援事業(茨木市建設部公園緑地課委託事業)

昨年度のワークショップから生まれた西河原公園・元茨木川緑地での企画を継続的に実施するための支援/地域の課題解決につながる公園利活用のモデルケースづくり、官民連携企画の運営支援/企画実施結果の考察、地域版公園プラットホームの検討/★公園利活用アイデアブックの作成(20ページ程度)/★中央公園利用申請の受付・打ち合わせ・コーディネート

【実施場所】①おにクル

②各公園、市民活動センター(おにクル7F) ほか

【実施日時】①餅つき1月、節分2月

②2025年4月～2026年3月

【事業の対象者】①茨木市民など

②③公園で活動しようとする市民、関心がある市民・団体

【収 益】① 400,000円

② 6,050,000円

【費 用】① 221,000円

② 5,311,000円

(内訳は別紙「2025 年度（令和 7 年度）活動予算（事業別）」を参照)

- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業  
当該年度は実施予定なし

2 その他の事業

- (1) 特定非営利活動で生産・提供されるものを除く飲食・物品等販売事業  
(2) その他、前号に付帯する事業  
当該年度は実施予定なし

以上

## 2026年度（令和8年度）事業計画書

（2026年4月1日～2027年3月31日）

特定非営利活動法人いばらき市民活動推進ネット

### I 事業の実施方針

前年度に続き、茨木市文化・子育て複合施設市民活動センター（愛称・きゃぱす。以下、市民活動センターまたはきゃぱす）の来館者、来所者にとどまらず、市内全域に存在を周知する。

公園利活用に関する企画運営等支援業務にも、何らかの形で関わりたい。

### II 事業の実施に関する事項

#### 1 特定非営利活動に係る事業

##### (1) 市民公益活動を担う個人・団体の支援・交流事業

【内 容】指定管理者に認められた市民公益活動拠点施設運営に付随する自主事業を引き続き実施

①法人向け拠点住所サポートサービス

②きゃぱす購買部

③セルフカフェ事業

【実施場所】市民活動センター（おにクル7F）

【実施日時】市民活動センター開所時

【事業の対象者】①きゃぱすのロッカーを継続利用することが認められた法人

②③市民活動センター利用者全般

【収 益】450,000円（①@24000円×2団体 ②4万2000円 ③36万円）

【費 用】197,000円

（内訳は別紙「2026年度（令和8年度）活動予算（事業別）」を参照）

##### (2) 市民公益活動全般の啓発事業

【内 容】引き続き、不要になった子ども服、おもちゃを市民から募り、1点100円で販売する「かえっこバザールくるくる」を運営。

市民活動センター事業の「きゃぱす de コラボ」で他団体等と連携開催する。

消費税課税対象。法人税は対象外。

【実施場所】市民活動センター（おにクル7F）等

【実施日時】月1～2日

【事業の対象者】子育て中・子育て終了後の市民など

【収 益】78,000円

【費 用】3,500円（消費税按分額）

##### (3) 市民公益活動の推進に関する情報提供・調査研究・政策提言事業

当該年度は情報関係活動は(4)で行うため、独自事業の実施予定なし

##### (4) 市民公益活動の拠点施設を運営する事業

【内容・時期】市民活動センター指定管理業務を、共同事業体とともに遂行する。

①市民活動の担い手の交流・連携

・市民活動団体交流会、活動分野別交流会など交流会

・きゃぱす de コラボ（月1～2回）

- ・コーディネーターによる連携促進（随時）
- ・災害時のコーディネーションのための連携促進（時期未定、年1回程度）
- ②市民活動の担い手の発掘・育成
  - ・ボランティア・市民活動入門広場
  - ・関心別の活動入門プログラム「ランチ場」「夜カフェ」（月2回）
  - ・おにクルコンシェルジュ養成講座
  - ・団体・教育機関・企業などへの出前講座（随時）
  - ・「やりたい」の個別サポート事業「市民活動相談」（1日4件以内）
  - ・市民団体設立・運営相談（原則として月8枠×55分）
  - ・市民団体向け講座10～15本程度
  - ・その他（障害のある人・日本語が苦手な外国ルーツの人・何らかの課題を抱えている人などの活動促進、おにクルオープンスペースの利活用を共創推進課・SPSと企画など）
- ③活動プログラムの実施支援
  - ・「おにクルはじめてチャレンジ企画」の応募プログラム実施支援
  - ・団体・個人のおにクルスペース活用活動の個別サポート
- ④市民活動に関する情報収集と発信
  - ・情報誌「CAPAS」の発行（年4回程度）
  - ・デジタル媒体での情報発信：デジタルサイネージ、ホームページ、Instagram、Facebook、公式LINE、メールマガジンで配信（随時）
  - ・情報収集・発信のための団体リストの整備
  - ・図書館蔵書を市民交流スペースで特集展示
- ⑤施設管理運営
- ⑥市民活動の場を提供する事業
  - ・市民活動応援フェスタ「きゃばす day」（年6回程度）
  - ・市民活動応援フェスタの大規模開催（11月）
  - ・講師チャレンジ企画（年6回程度）

【実施場所】市民活動センター（おにクル7F） ほか

【実施日時】毎日9:00～22:00（原則第2・4月曜休所）

【事業の対象者】市民活動の担い手ほか活動に関心がある市民全般

【収 益】29,076,000円

（利用料金等216万円 施設管理経費2377万円 租税公課100万円

交流・相談・情報事業経費104万6000円 事業実施経費110万円）

【費 用】29,076,000円

（内訳は別紙「2026年度（令和8年度）活動予算（事業別）」を参照）

#### (5) 市民参加による地域活性化事業

【内 容】①餅つき・節分イベントの運営（茨木市商工労政課委託事業）

②公園利活用支援事業（茨木市建設部公園緑地課委託事業）

公園利活用の企画を継続的に実施するための支援／地域の課題解決につながる公園利活用のモデルケースづくり、官民連携企画の運営支援等

【実施場所】①おにクル

②各公園、市民活動センター（おにクル7F） ほか

【実施日時】①餅つき1月、節分2月

②2025年4月～2026年3月

【事業の対象者】①茨木市民など



②③公園で活動しようとする市民、関心がある市民・団体

【収 益】① 400,000円

②1,210,000円

【費 用】① 221,000円

②1,062,200円

(内訳は別紙「2026年度(令和8年度)活動予算(事業別)」を参照)

(6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

当該年度は実施予定なし

## 2 その他の事業

(1) 特定非営利活動で生産・提供されるものを除く飲食・物品等販売事業

(2) その他、前号に付帯する事業

当該年度は実施予定なし

以上

# 2025年度（令和7年度）活動予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人いばらき市民活動推進ネット

（単位：円）

| 科目               | 特定非営利活動<br>に係る事業 | その他の事業 | 合計         |
|------------------|------------------|--------|------------|
| <b>I 経常収益</b>    |                  |        |            |
| 1. 受取会費          |                  |        |            |
| 正会員受取会費          | 36,000           |        | 36,000     |
| 2. 受取寄附金         |                  |        |            |
| 受取寄附金            | 0                |        | 0          |
| 3. 事業収益          |                  |        |            |
| 事業収益             | 528,000          |        | 528,000    |
| 指定管理料            | 29,609,000       |        | 29,609,000 |
| 利用料収入            | 1,900,000        |        | 1,900,000  |
| 事務機器等利用料         | 260,000          |        | 260,000    |
| 委託業務 委託料         | 6,450,000        |        | 6,450,000  |
| その他事業収益          |                  | 0      | 0          |
| 5. その他収益         |                  |        |            |
| 受取利息             | 0                |        | 0          |
| 雑収益              | 0                |        | 0          |
| 経常収益計            | 38,783,000       | 0      | 38,783,000 |
| <b>II 経常費用</b>   |                  |        |            |
| 1. 事業費           |                  |        |            |
| (1) 人件費          |                  |        |            |
| 給料手当             | 22,884,000       | 0      | 22,884,000 |
| 通勤費              | 230,000          | 0      | 230,000    |
| 法定福利費            | 2,570,000        | 0      | 2,570,000  |
| 人件費計             | 25,684,000       | 0      | 25,684,000 |
| (2) その他経費        |                  |        |            |
| 業務委託費            | 2,340,000        | 0      | 2,340,000  |
| 報償費              | 290,000          | 0      | 290,000    |
| 印刷製本費            | 280,000          | 0      | 280,000    |
| 会議費              | 0                | 0      | 0          |
| 通信運搬費            | 312,000          | 0      | 312,000    |
| 消耗品費             | 1,121,000        | 0      | 1,121,000  |
| 修繕費              | 60,000           | 0      | 60,000     |
| 使用料及び賃借料         | 566,000          | 0      | 566,000    |
| 減価償却費            | 126,500          | 0      | 126,500    |
| 保険料              | 51,000           | 0      | 51,000     |
| 諸会費              | 13,000           | 0      | 13,000     |
| 租税公課             | 1,592,000        | 0      | 1,592,000  |
| 旅費交通費            | 120,000          | 0      | 120,000    |
| 研修費              | 30,000           | 0      | 30,000     |
| 支払手数料            | 77,000           | 0      | 77,000     |
| 指定管理事業費          | 4,839,000        | 0      | 4,839,000  |
| 雑費               | 0                | 0      | 0          |
| その他経費計           | 11,817,500       | 0      | 11,817,500 |
| 事業費計             | 37,501,500       | 0      | 37,501,500 |
| 2. 管理費           |                  |        |            |
| (1) 人件費          |                  |        |            |
| 給料手当             | 19,000           |        | 19,000     |
| 法定福利費            | 1,000            |        | 1,000      |
| 人件費計             | 20,000           |        | 20,000     |
| (2) その他経費        |                  |        |            |
| 業務委託費            | 360,000          |        | 360,000    |
| 通信運搬費            | 5,000            |        | 5,000      |
| 消耗品費             | 5,000            |        | 5,000      |
| 使用料及び賃借料         | 15,000           |        | 15,000     |
| 租税公課             | 1,000            |        | 1,000      |
| 支払手数料            | 287,000          |        | 287,000    |
| 雑費               | 12,000           |        | 12,000     |
| その他経費計           | 685,000          |        | 685,000    |
| 管理費計             | 705,000          |        | 705,000    |
| 経常費用計            | 38,206,500       | 0      | 38,206,500 |
| 当期経常増減額          | 576,500          | 0      | 576,500    |
| <b>III 経常外収益</b> |                  |        |            |
| 経常外収益計           | 0                |        | 0          |
| <b>IV 経常外費用</b>  |                  |        |            |
| 経常外費用計           | 0                |        | 0          |
| 経理区分振替額          | 0                | 0      | 0          |
| 当期正味財産増減額        | 576,500          | 0      | 576,500    |
| 前期繰越正味財産額        |                  |        | 11,479,088 |
| 次期繰越正味財産額        |                  |        | 12,055,588 |

# 2026年度（令和8年度）活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人いばらき市民活動推進ネット

（単位：円）

| 科目               | 特定非営利活動<br>に係る事業 | その他の事業 | 合計         |
|------------------|------------------|--------|------------|
| <b>I 経常収益</b>    |                  |        |            |
| 1. 受取会費          |                  |        |            |
| 正会員受取会費          | 45,000           |        | 45,000     |
| 2. 受取寄附金         |                  |        |            |
| 受取寄附金            | 0                |        | 0          |
| 3. 事業収益          |                  |        |            |
| 事業収益             | 528,000          |        | 528,000    |
| 指定管理料            | 26,916,000       |        | 26,916,000 |
| 利用料収入            | 1,900,000        |        | 1,900,000  |
| 事務機器等利用料         | 260,000          |        | 260,000    |
| 委託業務 委託料         | 1,610,000        |        | 1,610,000  |
| その他事業収益          |                  | 0      | 0          |
| 5. その他収益         |                  |        |            |
| 受取利息             | 0                |        | 0          |
| 雑収益              | 0                |        | 0          |
| 経常収益計            | 31,259,000       | 0      | 31,259,000 |
| <b>II 経常費用</b>   |                  |        |            |
| 1. 事業費           |                  |        |            |
| (1) 人件費          |                  |        |            |
| 給料手当             | 21,454,000       | 0      | 21,454,000 |
| 通勤費              | 230,000          | 0      | 230,000    |
| 法定福利費            | 2,400,000        | 0      | 2,400,000  |
| 人件費計             | 24,084,000       | 0      | 24,084,000 |
| (2) その他経費        |                  |        |            |
| 業務委託費            | 756,000          | 0      | 756,000    |
| 報償費              | 130,000          | 0      | 130,000    |
| 印刷製本費            | 80,000           | 0      | 80,000     |
| 会議費              | 0                | 0      | 0          |
| 通信運搬費            | 216,000          | 0      | 216,000    |
| 消耗品費             | 1,001,000        | 0      | 1,001,000  |
| 修繕費              | 60,000           | 0      | 60,000     |
| 使用料及び賃借料         | 542,000          | 0      | 542,000    |
| 減価償却費            | 126,500          | 0      | 126,500    |
| 保険料              | 27,000           | 0      | 27,000     |
| 諸会費              | 13,000           | 0      | 13,000     |
| 租税公課             | 1,152,000        | 0      | 1,152,000  |
| 旅費交通費            | 120,000          | 0      | 120,000    |
| 研修費              | 30,000           | 0      | 30,000     |
| 支払手数料            | 76,200           | 0      | 76,200     |
| 指定管理事業費          | 2,146,000        | 0      | 2,146,000  |
| 雑費               | 0                | 0      | 0          |
| その他経費計           | 6,475,700        | 0      | 6,475,700  |
| 事業費計             | 30,559,700       | 0      | 30,559,700 |
| 2. 管理費           |                  |        |            |
| (1) 人件費          |                  |        |            |
| 給料手当             | 19,000           |        | 19,000     |
| 法定福利費            | 1,000            |        | 1,000      |
| 人件費計             | 20,000           |        | 20,000     |
| (2) その他経費        |                  |        |            |
| 業務委託費            | 360,000          |        | 360,000    |
| 通信運搬費            | 5,000            |        | 5,000      |
| 消耗品費             | 5,000            |        | 5,000      |
| 使用料及び賃借料         | 15,000           |        | 15,000     |
| 租税公課             | 1,000            |        | 1,000      |
| 支払手数料            | 287,000          |        | 287,000    |
| 雑費               | 12,000           |        | 12,000     |
| その他経費計           | 685,000          |        | 685,000    |
| 管理費計             | 705,000          |        | 705,000    |
| 経常費用計            | 31,264,700       | 0      | 31,264,700 |
| 当期経常増減額          | ▲ 5,700          | 0      | ▲ 5,700    |
| <b>III 経常外収益</b> |                  |        |            |
| 経常外収益計           | 0                |        | 0          |
| <b>IV 経常外費用</b>  |                  |        |            |
| 経常外費用計           | 0                |        | 0          |
| 経理区分振替額          | 0                | 0      | 0          |
| 当期正味財産増減額        | ▲ 5,700          | 0      | ▲ 5,700    |
| 前期繰越正味財産額        |                  |        | 12,055,588 |
| 次期繰越正味財産額        |                  |        | 12,049,888 |